

Conyac 後払いサービス利用規約

契約者（以下「甲」といいます）と、Xtra株式会社（以下「乙」といいます）は、乙が提供するプラットフォームサービス「Conyac」（以下「本サービス」といいます）における各種支払いに関し以下のとおり合意します。

なお、本規約は、「Conyac 利用規約」（以下「利用規約」といいます）に付随する規約であり、本規約における用語は、本規約において特段の定めのない限り利用規約に定義されるところに従うこととし、本規約と利用規約との間に矛盾抵触する事項がある場合には本規約が優先することとします。

第1条（「Conyac Market」を利用した場合の依頼料の支払い）

- 1 利用規約の規定にかかわらず、甲が「Conyac Market」を利用して受託者に依頼した場合において甲が「Conyac 後払いサービス」（以下「後払いサービス」といいます。）の利用を選択したとき、乙は、甲に代わって、乙が別途指定する時期及び方法により、受託者に対し、当該依頼にかかる依頼料を支払うものとし、甲は、これを承諾します。
- 2 前項の規定に従い、乙が甲に代わって依頼料の支払いを行った場合、甲は、当該依頼料に、後払いサービスの利用にかかる申込書記載の手数料を加えた金額を乙に支払います。
- 3 乙は、前項にかかる金額について、毎月末日を締め日として請求金額を算出し、甲に対し請求書を発行します。甲は、乙より発行された請求書に従い、当該請求書に記載された金額を、当該請求書に記載された期日までに、乙が指定する銀行口座に振り込む方法によって支払います。なお、振込手数料は甲にて負担します。

第2条（前条に定める依頼料以外の支払い）

- 1 利用規約の規定にかかわらず、甲が乙に対し本サービスに関して前条に定める依頼料以外の支払い義務を負う場合において、甲が後払いサービスの利用を選択したとき、乙は、毎月末日を締め日として当月分の支払額を算出し、これに後払いサービスの利用にかかる申込書記載の手数料を加えた金額を、甲に対し、請求書を発行する方法により請求します。
- 2 甲は、前項に基づき乙より発行された請求書に従い、当該請求書に記載された金額を、当該請求書に記載された期日までに、乙が指定する銀行口座に振り込む方法によって支払います。なお、振込手数料は甲にて負担します。

第3条（損害賠償）

甲が本規約に基づく金銭の支払義務を支払期限までに完全に履行することを怠った場合、甲は、乙に対し、支払いを怠った金額につき当該支払期限の日から支払済みに至るまでの間につき、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第4条（有効期間）

- 1 本規約の有効期間が、本規約締結の日から1年とします。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも書面による別段の申し出がないときは、本規約の期間は自動的に1年間延長すること、及び以降もこれに準ずることとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し3か月以上前の事前通知をすることにより本規約を解約することができるものとします。

第5条（解除）

甲が以下の各号のいずれかに該当した場合、乙は、何らの催告なく本規約を解除することができることとします。

- ①甲が、本規約に定める支払義務を一度でも懈怠した場合。
- ②差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立がされた場合。
- ③破産、再生手続、会社整理、会社更生手続の申立を受けた場合、又は自らこれの申立を行った場合。
- ④自ら振出し、又は引き受けた手形もしくは小切手が不渡処分を受けるなど、支払停止状態に至った場合。
- ⑤銀行取引停止処分を受けた場合。
- ⑥合併、事業譲渡、会社分割、株式交換の決議をした場合。
- ⑦資産または信用状態に重大な変化が生じたと合理的に認められる場合。
- ⑧その他、前各号に準じる事由が生じた場合。

第6条（本規約終了後の支払い）

本規約が終了した場合において甲が後払いサービスを利用した依頼又は有料オプションがあるときは、乙は、当該依頼にかかる依頼料（「翻訳 Conyac」を利用した場合における翻訳料を含みます）及び有料オプションの利用料の未払額について、本規約が終了した月を締め日として算出したうえで、甲に対し、請求書を発行する方法により請求し、甲は、乙より発行された請求書の内容に従って、当該請求書に記載された金額を、当該請求書に記載された期日までに、乙が指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとします。なお、振込手数料は甲にて負担します。

第7条（規約改訂）

乙は、本規約に関する個別利用規約の内容を変更又は追加できるものとします。乙は、本規約又は個別利用規約を変更した場合には、メールにて、乙に当該変更内容を甲が指定した連絡先に通知するものとし、当該変更内容の通知後、乙が本サービスを利用した場合又は乙の定める期間内に利用終了の手続きをとらなかった場合には、甲は、本規約に関する個別利用規約の変更に同意したものとみなします。

（附則）

制定：平成 21年 5月 17日

改定：令和 元年 6月 30日 運営会社名の変更

以上